

水田保全活動奨励事業のご案内

横浜市では、緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、横浜みどり税を財源の一部に活用して、「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

この計画に基づき、横浜に残る貴重な水田景観を保全するため、水稻作付けを10年間継続することを条件に、水田を借り受けた耕作者の皆様に対して奨励金を支払う『水田保全活動奨励事業』を実施します。

概要

■対象となる方

横浜市内に水田を適正に借り受けた方で、今後10年間米作りを行う意思のある方

※ 適正とは利用権設定、中間管理事業、農地法第3条、
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条により、適法に農地を借り受けた方。



■奨励金交付条件

- ・水田に水稻が作付けられたこと
- ・交付決定通知書が届いたら口座振替依頼書を返送すること

■奨励金額

水稻が作付けられた水田1m²あたり30円

(例:10aの水田の場合、3万円)

※ 1m²未満の端数は切捨てとなります。

■守っていただくこと

- ・水田を良好に管理すること
- ・何らかの理由により水田耕作を続けられなくなった場合、速やかに農政事務所と協議すること

※ 奨励金は、横浜みどり税を積み立てた「横浜市みどり基金」を財源として、毎年予算の範囲内で交付します。



■ 申出方法

次の書類3点を作成の上、ご提出ください。

1 「水田保全活動申出書」 「記入例」をご確認ください。

2 申し込まれる水田を借り受けたことを証明する書類(次の①～③いずれかの書類)

① 利用権・中間管理各筆明細等の写し(コピー)

貸し借りの申し込み時に市へ提出する書類です。

お手元に見つからない場合は各農政事務所にお問い合わせください。

② 農地法第3条の許可書の写し及び賃借に係る契約書の写し(コピー)

農業委員会から交付される許可書です。契約書の写しは土地所有者と

締結される書類となります。許可書を紛失している場合は各農業委員会にお問い合わせください。



③ 生産緑地事業計画の認定申請書の写し(コピー)

生産緑地で農地を借りる場合に市へ提出する書類です。

お手元に見つからない場合は各農政事務所にお問い合わせください。

※ ご記入いただいた個人情報は、申請内容の確認及び奨励金交付等の水田保全活動奨励事業の執行にのみ使用します。

◇提出先(郵送又は持参) :各農政事務所(《問合せ先》をご参照ください。)

◇申出書提出締め切り :令和7年 11月 28日(金) 必着

■ 奨励金交付までの流れ

横浜市に申出書類一式が到着後、今年度の水稻作付け期間中(7～11月)に、市職員又は横浜市が委託する業者が申出書に記載された水田の現地確認をします。

書類審査及び現地確認の結果を申出人の方へ通知した後、同封の「奨励金口座振替依頼書」を返送し、そこに記載された口座へ奨励金を振り込みます(年度末頃まで)。

2年目以降は、新たに申出をしていただく必要はなく、『現地確認→確認結果の通知→口座振替依頼書の返送→奨励金の交付』という流れになります。

※1 水稻を作付けない場合には、奨励金を付いたしませんのでご了承ください。

※2 口座振替依頼書の返送がない場合には、奨励金を交付することができませんのでご了承ください。

※3 交付の決定内容に違反した場合などには奨励金の返還を求める場合があります。

■ 問合せ先

☆提出先(郵送又は持参)

«鶴見・神奈川・保土ヶ谷・旭・港北・緑・青葉・都筑の各区»

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1 (都筑区総合庁舎内)

横浜市みどり環境局 北部農政事務所 電話 045-948-2483

«中・西・南・港南・磯子・金沢・戸塚・栄・泉・瀬谷の各区»

〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 16-17 (戸塚区総合庁舎内)

横浜市みどり環境局 南部農政事務所 電話 045-866-8497

☆制度全般に関する問合せ

横浜市みどり環境局 農政推進課 電話 045-671-2630

記載例

1号様式

「横浜みどりアップ計画」

水田保全活動申出書（新規・更新）

日付をご記入ください。

令和〇〇年××月△△日

横浜市長

申出人

(住所) 横浜市中区港町1-1
(氏名) 横浜 太郎
(電話) 671-〇〇〇〇

(法人等にあっては、主たる事務所の名称及び代表者の氏名)

申出の年を記載してください。

次の水田について、横浜みどりアップ計画による水田保全活動奨励事業実施要綱第4条第1項に基づき、**令和〇〇年**から10年間保全活動をすることを申出ます。なお、水田保全活動奨励事業実施に際し、同要綱第14条に基づき、農業委員会の常備する農地基本台帳情報の閲覧を市長が行うことについて同意します。

1 申出地一覧

	所 在 地	地積 (m ²)	権原の根拠
1	中区港町〇〇-〇	600	利用権、中間管理機構
2	中区港町〇〇-〇	700	農地法第3条

水田を貸し借りした書類と同様の内容を記載してください。

権原の根拠が不明の場合は各農政事務所に確認してください。

9筆以降は裏面にご記入ください。

最下段に合計筆数と合計地積をご記入ください。

訂正する場合

① 誤字の上に二重線を引く ② 二重線の上下又は横に記入し直す

横浜 太郎



横浜 太郎

花子

※ 訂正印は不要です。

※ 修正液・修正テープ等は使わないでください。

8	
	合 計

(9筆以降は裏面)

2 添付書類

- (1) 第3条第3項第1号及び第3号の対象者は各筆明細等の写し
- (2) 第3条第3項第2号の対象者は農地法第3条の許可書の写し又は貸借に係る契約書の写し
- (3) 第3条第3項第4号の対象者は事業計画の認定申請書の写し等